

改正

平成24年4月19日訓令第11号

平成24年10月30日訓令第17号

平成28年3月31日訓令第12号

平成28年5月31日訓令第13号

山武市条件付き一般競争入札資格要件設定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山武市条件付き一般競争入札実施要領（平成19年山武市告示第146号）第1条に規定する条件付き一般競争入札に付する場合において、同要領第3条に定めるもののほか、透明性、公平性及び競争性を確保した資格要件の設定に関し標準的な指針を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の規定により資格要件を設定する場合は、次に掲げる事項について、当該事業の内容、性質又は目的により設定するものとする。

- (1) 工事、製造又は販売等の実績
- (2) 従業員の数
- (3) 資本の額
- (4) その他経営の規模及び状況

2 前項に掲げる資格要件について、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）にあっては、建設業法第27条の29第1項に規定する経営事項審査の総合評定値及び平均完成工事高により設定するものとする。

3 前項の場合においては、経営事項審査における当該工事の発注工種に係る平均完成工事高が、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を超えるよう設定するものとする。ただし、予定価格に千円未満の端数がある場合は、切上げとする。なお、市内業者（山武市入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準（平成22年山武市告示第17号）第2条第1号に規定する市内業者をいう。以下同じ。）における平均完成工事高については、予定価格の8割（算出した金額に千円未満の端数がある場合は、切上げ）を超えるよう設定するものとする。

4 第1項に掲げる場合のほか、政令第167条の5の2の規定により資格要件を設定する場合は、次に掲げる事項について、当該事業の内容、性質又は目的により設定するものとする。

- (1) 事業所の所在地
- (2) 事業の経験
- (3) 技術的適性の有無等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該事業の実施に必要とされること。

(事業所の所在地)

第3条 前条第4項第1号の事業所の所在地に係る資格要件の設定における用語の意義は、別表第1に定めるとおりとする。

2 事業所の所在地に係る資格要件を設定するに当たっては、公正な競争が確保できるよう、応札可能者は8者以上とする。ただし、市内業者の受注機会の確保のため又は市長が特に必要と認めた場合は、競争性が確保されると認められる範囲において設定することができるものとする。

3 事業所の所在地に係る資格要件について、本店（山武市競争入札有資格者名簿における主たる営業所をいう。）と支店等（常時契約を締結する支店等として山武市競争入札有資格者名簿に登載された支店、営業所等をいう。）で別に定めることができる。この場合において、法令等の規定により契約を締結する支店等に要件がある場合は、当該要件を満たしていなければならない。

(標準的な事業における資格要件の設定)

第4条 標準的な事業における資格要件の設定については、別表第2に定めるとおりとする。

(事業の経験)

第5条 第2条第4項第2号の事業の経験に係る資格要件は、当該事業の内容、性質又は目的により、必要に応じて設定することができる。

2 類似の事業の経験を資格要件とする場合は、原則として過去10年間に於いて国、地方公共団体又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）が発注した事業の実績の有無等により判断するものとする。ただし、事業の件数、技術的動向等により当該資格要件が適当と認められない場合は、この限りでない。

(技術的適性の有無)

第6条 建設工事において、第2条第4項第3号の技術的適性の有無等に係る資格要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 技術者の専任は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が3,500万円

以上（建築一式工事にあつては、7,000万円以上）の建設工事に設定するものとする。

(2) 建設工事において、配置する技術者及び現場代理人は、3か月以上直接的かつ恒常的雇用関係がある者でなければならない。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。

(3) 設計金額が8,000万円以上の建設工事については、特定建設業の許可を有する者を対象とする。

(4) 前年度の工事成績評定点（山武市が発注したものに限る。）が1度でも60点未満があった者に対しては、入札に参加する制限を加えることができる。

2 建設工事以外の事業において、技術的適性の有無等に係る資格要件は、次に定めるとおりとする。

(1) 法令による許可等が必要な事業については、当該許可等を有していることを要件とする。

(2) 法令による許可等を有することが適当な事業については、当該許可等を有していることを要件に加えることができる。

(3) 前2号に掲げる法令による許可等は、契約を担当する各課等の長（山武市財務規則（平成18年山武市規則第52号）第2条第2号に規定する者並びに出張所長、館長又は所長職にある者をいう。）が特に必要と認める場合は、法令による許可等を有する見込みであることを含めることができる。

(4) 技術者を配置する事業において、当該技術者が法令等による資格等を有していることが必要な場合については、当該資格者を配置できることを要件に加えることができる。

(5) 前号に定める技術者は、3か月以上直接的かつ恒常的雇用関係がある者でなければならない。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。

3 前各項に定めるもののほか、当該事業の内容、性質又は目的により必要な資格要件を設定することができる。

（その他の資格要件）

第7条 第2条に規定する資格要件のほか、透明性、公平性及び競争性の確保に必要な場合は、次に定める資格要件について設定することができる。

(1) 近接事業及び技術者数等の関係から同時又は同時期に申込み可能な件数に関すること。

(2) 労働福祉、防災活動への貢献、法令遵守、地域への貢献等社会性に関すること。

（資格要件の特例）

第8条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合において、再度入札に付するときは、応札可能者を増やすよう変更して資格要件を設定するものとする。

- (1) 入札に付し、入札者がいない場合
- (2) 入札に付し、入札者が1者のみで、入札の透明性、公平性及び競争性を保つことができないと市長が判断して、入札を取りやめた場合
- (3) 市長が、談合情報等により入札の競争性が欠けると判断して、入札を取りやめた場合
(補則)

第9条 この基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月19日訓令第11号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年10月30日訓令第17号)

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第12号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月31日訓令第13号)

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業所の所在地	定義
市内	市内業者の場合
準市内	山武市入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準(平成22年山武市告示第17号)第2条第2号に規定する準市内業者の場合
山武郡市内	東金市、大網白里市、山武郡九十九里町、山武郡芝山町又は山武郡横芝光町の区域内において、営業年数が1年以上の契約を締結する本店等又は支店等がある場合
県内	千葉県内において、契約を締結する本店等又は支店等があり、上記市内、準市内又は山武郡市内のいずれにも該当しない場合

県外	上記市内、準市内、山武郡市内又は県内のいずれにも該当しない 場合
----	-------------------------------------

別表第2（第4条関係）

【建設工事部門】

表1 土木一式工事

設計金額（税込）	事業所の所在地	総合評定値
1億5,000万円以上	市内、準市内、山武郡市内、県内	1,000点以上
8,000万円以上1億5,000万円未満	市内、準市内（必要に応じて山武郡市内）	700点以上
1,000万円以上8,000万円未満	市内（必要に応じて準市内）	700点以上1,000点未満
1,000万円未満	市内	700点未満

表2 建築一式工事

設計金額（税込）	事業所の所在地	総合評定値
1億5,000万円以上	市内、準市内、山武郡市内、県内	900点以上
8,000万円以上1億5,000万円未満	市内、準市内、山武郡市内（必要に応じて県内）	750点以上
4,500万円以上8,000万円未満	市内、準市内、山武郡市内（必要に応じて県内）	750点以上900点未満
4,500万円未満	市内（必要に応じて準市内、山武郡市内）	900点未満

表3 とび・土工・コンクリート、ほ装工事

設計金額（税込）	事業所の所在地	総合評定値
5,000万円以上	市内、準市内、山武郡市内、県内	1,000点以上
1,000万円以上5,000万円未満	市内（必要に応じて準市内、山武郡市内）	700点以上1,000点未満
1,000万円未満	市内	700点未満

表4 その他工事（表1から表3までに定めがない工事の種類）

設計金額（税込）	事業所の所在地	総合評定値
2,500万円以上	市内、準市内、山武郡市内（必要に応じて県内）	600点以上で調達案件ごとに設定する。
2,500万円未満	市内（必要に応じて準市内、山武郡市内、県内）	要件なし

【測量・コンサル部門】

表5 測量

設計金額（税込）	事業所の所在地
2,000万円以上	市内、準市内、山武郡市内、県内
2,000万円未満	市内、準市内、山武郡市内

表6 建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、その他

設計金額（税込）	事業所の所在地
2,000万円以上	市内、準市内、山武郡市内、県内（必要に応じて県外）
2,000万円未満	市内、準市内、山武郡市内、県内

【物品部門】

表7 製造の請負

設計金額（税込）	事業所の所在地
130万円を超える額	市内、準市内、山武郡市内、県内（必要に応じて県外）

表8 財産の買入れ

設計金額（税込）	事業所の所在地
80万円を超える額	市内、準市内、山武郡市内、県内（必要に応じて県外）

表9 物件の借入れ

設計金額（税込）	事業所の所在地
100万円以上	市内、準市内、山武郡市内、県内、県外
100万円未満	市内、準市内、山武郡市内、県内（必要に応じて県外）

【委託部門】

表10 公園緑地管理業務委託

設計金額（税込）	事業所の所在地
1,000万円以上	市内（必要に応じて準市内、山武郡市内）
1,000万円以上	市内

表11 その他業務委託

設計金額（税込）	事業所の所在地
100万円以上	市内、準市内、山武郡市内、県内（必要に応じて県外）
100万円未満	市内、準市内、山武郡市内（必要に応じて県内）